平成２１年（フ）第２１１７号
愛知県津島市大字津島字北新開78番地１　ルネス北新開101号
破産者　沢野　義秋
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４３５号
名古屋市守山区平池東1105番地　ヨーロピアンシャレー守山壱番館101号
破産者　河村　正司
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０７号
京都市上京区七本松通一条上ル一観音町427番地１、住民票上の住所京都市北区紫野宮東町１番地
破産者　青木　盛雄
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６８７号
兵庫県姫路市夢前町護持1364番地170
破産者　後藤　隆史
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２２５１号
北海道千歳市栄町２丁目25番地の52
破産者　石川　　悟
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９１号
宮城県角田市尾山字荒町５番地
破産者　鹿股　政志
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１２１５号
横浜市金沢区釜利谷南４丁目26番14号
破産者　坂本　育彦
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７号
新潟県新発田市真野原外1436番地３
破産者　田邉　孝雄
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５９号
新潟県新発田市真野原外1436番地３
破産者　田邉　幸枝
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６０号
長野県松本市大字笹賀3467番地の２
破産者　原　　惠二
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２７０号
愛知県豊橋市南島町１丁目43番地
破産者　鈴木　順子
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第４９９号
滋賀県野洲市行畑77番地３　ラピス・ラズリⅡγ（ガンマ）号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市堀上町41番地14
破産者　Ｔｅｒｅｓａ工房こと　鷲本　博俊
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５７３号
大津市今堅田２丁目40番27―203号
破産者　伊藤　　昇
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３号
香川県観音寺市大野原町大野原1226番地
破産者　大賀　正三
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２０年（フ）第６９１号
長崎県長崎市鍛冶屋町６番29号　バウハウスサード３Ｆ、申立時の住所長崎県長崎市古川町９番７号　第２松尾ビル401
破産者　恋工房こと　朝野　　学
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
長崎県長崎市新戸町２丁目11番６号、開始決定時の住所愛媛県松山市古三津６丁目11―８
破産者　松谷さよ子
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第１３８号
宮崎県日南市西弁分４丁目７番地14、前住所長崎県佐世保市早苗町107番地
破産者　石橋喜八郎
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第３７５号
静岡県藤枝市岡部町岡部1570番地の72、旧住所静岡市葵区牧ヶ谷2307番地
破産者　坂本　　経
１　決定年月日　平成21年11月11日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１２７９号
千葉県茂原市小林2487―５、住民票上の住所千葉市稲毛区小中台町1513番地３　アインズコートプライム棟414号
破産者　渡辺　　豊
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８９３号
千葉県市原市八幡78―１、申立時の住所千葉県市原市国分寺台中央７丁目15番地３
破産者　吉田　光宏
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係